

【会議録（要点筆記）】

会 議 名	平成 29 年度 第 2 回 鹿屋市男女共同参画審議会
場 所	市役所別館 会議室
日 時	平成 30 年 3 月 19 日（月） 13:30～15:00
出 席 者	<p>【委員】（出席 13 名、欠席 3 名） 敬称略 森克己、前田賢治、大宮司由美子、夏迫昭人、内倉友美、前田浩志、齋藤鈴子、柿本和範、堀之内節子、松谷奈美江、加藤順子、松元和彦、原田すず子</p> <p>【市（事務局：市民生活部 市民課 男女共同参画推進室）】 四元部長、内倉課長、上園参事兼室長、的場次長、末吉主任主事</p>
会次第	1 開会 2 議事 (1) 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画の骨子素案について (2) その他 3 閉会

【協議における主な意見等】

発言者	主な意見等
事務局	<p><会長あいさつ></p> <p><議事> (1) 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画の骨子素案について</p> <p>【資料説明】</p>
議長(会長)	<p>説明のあった骨子素案の基本目標や施策の基本的方向など取組の方向性について、ご意見や確認したいことなどはありませんか。</p>
委員	<p>基本目標Ⅲの施策の基本的方向 1「固定的な役割分担意識の解消」や基本目標Ⅰの施策の基本的方向 4「家庭・地域における男女共同参画の推進」と、計画の基本理念の「社会における制度又は慣行についての配慮」との関係性はどのようになるか。</p>
事務局	<p>基本理念の「社会における制度又は慣行についての配慮」とは、社会における制度や慣行が、男女の活動の自由な選択を妨げることがないように配慮する、という意味である。施策の方向については、基本理念を具体化するために広報啓発や研修等を行って意識の醸成を図っていくことが必要であることから、それらが盛り込まれているところである。</p>
委員	<p>基本理念の「社会における制度又は慣行についての配慮」という表現</p>

	<p>だと、男女の自由な活動を妨げる「制度又は慣行」に配慮する（踏襲する）というように思えてしまう。そう受け取った場合、基本目標や施策の方向と異なってしまう。</p>
事務局	<p>基本理念は条例の文言を短くして表現している。表現の方法が適当でなかったかもしれない。再検討したい。</p>
委員	<p>施策の方向3「働く場における女性の活躍支援」中、「企業等における女性活躍推進の支援」について、今後どのようなことを考えているか。</p>
事務局	<p>現在、法に基づき事業主行動計画策定を各事業所にはお願いしているが、これを引き続き、労働局と連携を図りながら進めていきたい。また、雇用機会均等や格差是正、ハラスメント防止等を進めていく必要があると考えている。平成28年度の事業所アンケートで、相談機関の充実を求める意見があったので、その点についても取り組んでいきたい。具体的には、来年度の各課との協議により具体化していく。</p>
委員	<p>基本目標Ⅲの施策の基本的方向1「固定的な性別役割分担意識の解消」について、対象はどういった人たちか。また、どのような取組で意識改革をしていくのか。</p>
事務局	<p>方向1については、広く市民全体を対象と考えている。方法としては、広報媒体を用いた啓発や研修等の開催により、ジェンダーフリーや男女共同参画について理解を広げたいと考えている。方向2についても、学校等における取組と共に、家庭での家庭教育、地域や職場での学習の機会を提供できればと考えている。</p>
委員	<p>基本目標Ⅰ、施策の基本的方向2「政策・方針決定過程への女性の参画促進」とあるが、この骨子素案作成に女性職員は関わっているのか。</p>
事務局	<p>この骨子素案を作成した男女共同参画推進室には女性職員が2名いる。また、各課にも意見を聞いており、現在、市職員は女性の占める割合が3～4割であることから、今後の作業部会でも同程度の割合で女性が含まれていくと思われる。</p>
委員	<p>施策の方向3の施策2「農林水産業等の自営業における男女共同参画の推進」について、内容としてはどのようなことを考えているか。</p>
事務局	<p>具体的には今後協議をしていくが、農業に従事している女性が経営に参画したり、休みをとりやすくすることなどが必要と考えており、そのために現在も家族経営協定の締結を進めている。自営業者にも、経営</p>

	<p>セミナー等の中で、ワーク・ライフ・バランスの推進等について啓発をし、女性が働きやすい環境づくりを進めていきたいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>それは、施策2の「政策・方針決定過程への女性の参画促進」とはどう違うのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画促進」については、市の政策・方針決定過程に女性が参画できるようにしていくと共に、農業委員、農協その他農業関係の団体等や消防団など、さまざまな場の意思決定過程に少しでも女性が入っていただき、参画できるような取組を進めていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>基本目標Ⅰの施策の基本的方向4「家庭・地域における男女共同参画の推進」に関連して、地域の主体の一つである町内会について、若い世帯の加入率が低い。防災の面から見ても、地域の結びつきは重要なことである。</p>
<p>事務局</p>	<p>「家庭・地域における男女共同参画の推進」については、町内会も男性中心の運営になっているところがあり、女性の意見が反映されにくい現状があるので、これを少しでも変えていき、性別に関係なく色々な人が役職につけるよう地域から変えていこうとするものである。</p>
<p>議長</p>	<p>男女共同参画社会を実現していくため、特に力をいれていくべき、改善していくべきと思われる部分があれば、意見をいただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>私どもの機関では、働き方改革、特に長時間労働の解消を重点に取組を行っている。年休というのは、法的には理由に関係なく請求すれば取得できる権利なのだが、寄せられる相談では、休みがとれない、年休をとれないといったケースが寄せられている。</p> <p>こういった状況から、雇用主側の考え方を変えていく必要があると考え、ハローワークで行う起業者向けのセミナー等で労働法についての講義も行っており、また、学校等にも出向き、出張教室を行っている。</p> <p>知識がなければ、権利を行使することもできない。学校でも子どもの年齢に合わせて、段階的に労働関係の法律や社会保障など教える場をつくってもらいたい。その際は、協力したい。</p>
<p>委員</p>	<p>小学校では、6年生で政治・経済を学ぶ機会があるが、具体的に労働関係について学ぶような内容ではない。段階的に意識を育てていくのが大事であり、学校教育でも力を入れていかなければならないと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>卒業式で、中学校の名簿が男女混合名簿になっていたが、混合名簿に</p>

委員	<p>したことで生徒の意識は変わってきているのか。</p> <p>混合名簿は男女共同参画の意識を育てようという取組の一つであり、混合名簿にしたらすぐに意識が変わるというものではない。私見だが、男女共同参画は互いの性の違いを尊重するということが重要だと考えており、どのように教育していくかが大事だと考えている。</p>
委員	<p>「次期計画の骨子素案作成にあたっての留意事項」の中で、「『環境を変えていくこと』に重点を置き、併せて意識を変えることも並行して施策を推進していく」としたのはなぜか。また、どのように進めていくのか。</p>
事務局	<p>男女共同参画は、最終的には人々の「意識」が変わることにより実現されていくが、環境を変えていかないと参画しようと思ってもできないのではないかとということで、今回このような形にしている。誰もが積極的に参画しやすくするために、働く場では企業側でそのような環境をつくってもらい、家庭生活については子育てや介護の支援による仕事との両立支援や、男性がもっと家庭生活の中で家事・育児などに参画していけるような取組を進めていきたい。</p>
委員	<p>職場の面談で、従業員にもひとり親や母子家庭が多く、子どもの病気の時など、一人で大変な思いをしていると感じた。家庭生活の支援制度等をまとめたものがあれば、事業者としても従業員に対してアドバイスしやすい。</p>
委員	<p>母子家庭の母親が安心して働ける環境があれば、経済的、時間的ゆとりに繋がり、子どもへの支援ができるのではないか。また、母子家庭等を支援する子育て支援施設が市内にあるが、こういった機関を知らないということもあるので、利用につながるような取組も行政で行ってほしい。</p>
議長	<p>事務局は、本日出された意見を踏まえながら、今後、計画策定作業を進めていただきたい。</p> <p>※「(2) その他」については、特に議題の提案（意見）はなし。</p>